

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	南島原市 健康管理システム(母子保健) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、健康管理システム(母子保健)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南島原市長

公表日

令和4年6月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	南島原市では母子保健法に基づき、母子手帳の管理、母子健診情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。 ・妊娠の届出による母子健康手帳の交付、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、母子健康包括支援センターの事業
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 母子手帳情報ファイル、2. 母子健康情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項、69の2の項、87の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の69の2の項、70の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務秘書課、福祉保健部こども未来課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 ☎0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地1 福祉保健部こども未来課 ☎0957(73)6652

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.②所属長	こども未来課長 吉田 英一	こども未来課長 永友 須美	事後	
平成29年4月19日	8. 連絡先	総務部秘書広報課 ☎050(3381)5001 福祉保健部こども未来課 ☎050(3381)5050	総務部秘書広報課 ☎0957(73)6622 福祉保健部こども未来課 ☎0957(73)6652	事後	
平成30年7月4日	5.②所属長の役職名	こども未来課長 永友 須美	こども未来課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
平成31年4月1日	7. 請求先	総務部秘書広報課、福祉保健部こども未来課	総務部総務秘書課、福祉保健部こども未来課	事後	
平成31年4月1日	8. 連絡先	総務部秘書広報課 ☎0957(73)6622	総務部総務秘書課 ☎0957(73)6621	事後	
令和1年12月23日	関連情報 1. ②事務の概要	南島原市では母子保健法に基づき、母子手帳の管理、母子健診情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。	南島原市では母子保健法に基づき、母子手帳の管理、母子健診情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。 ・妊娠の届出による母子健康手帳の交付、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導、母子健康包括支援センターの事業	事前	
令和1年12月23日	関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条 第7項 別表第二 第56号の2	番号法第19条 第7項 別表第二 第56号の2、第69号の2	事前	
令和1年12月23日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点での計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事前	
令和1年12月23日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点での計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事前	
令和2年6月22日	連絡先	長崎県南島原市有家町山川58番地	長崎県南島原市有家町山川58番地1	事後	
令和2年6月22日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点での計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点での計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年5月20日	連絡先	長崎県南島原市有家町山川58番地	長崎県南島原市南有馬町乙1023番地1	事後	
令和3年6月24日	I、3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第49号	番号法第9条第1項 別表第一 49の項	事前	
令和3年6月24日	I、4. ② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第56号の2、第69号の2	番号法第19条第8項 別表第二 56の2の項、69の2の項	事前	
令和4年6月24日	I、4. ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 56の2の項、69の2の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項、69の2の項、87の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の69の2の項、70の項	事後	